

関西社会福祉学会・日本社会福祉学会関西地域ブロック

2024 年度年次大会
自由研究発表要旨集

2025 年 3 月 9 日（日）神戸女子大学 ポートアイランドキャンパスD館

自由研究発表プログラム

◆第1分科会 会場：D403

司会者：石川 久仁子（大阪人間科学大学） 全体統括者：今井 小の実（関西学院大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	小笠原 慶彰(0000920) 関西福祉科学大学	「社会福祉主事の設置に関する法律」の制定意図について
10:35～11:05	高木 美桜(010151) 佛教大学大学院	1970年代後半から80年代前半における救護施設入居者の「共同」と「抵抗」の模索—救護施設A寮の入居者自治会誌からの分析—
11:05～11:35	大里 祥(010166) 大阪公立大学大学院	生活保護の相談援助における多機関との連携の課題に関する分析

◆第2分科会 会場：D404

司会者：鶴浦 直子（大阪公立大学） 全体統括者：山野 則子（大阪公立大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	原田 理子(009546) 関西学院大学大学院	近代日本における「結婚」規範—新マルサス主義を基盤とする人口統制—
10:35～11:05	有松 玲(010136) 立命館大学大学院	障害者差別解消法と合理的配慮—合理的配慮で差別の「解消」は可能か—
11:05～11:35	段畑 実生(010429) 大阪大学大学院	精神障がいのある若者を対象とした参加支援における公民協働の可能性—デンマークにおける自治体と市民団体による取り組みを事例として—

◆第3分科会 会場：D206

司会者：松端 克文（武庫川女子大学） 全体統括者：神部 智司（花園大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	石田 真(010208) 大阪公立大学大学院	介護保険制度の保険料の地域格差についての研究—大阪府内の介護保険料決定要因に関する重回帰分析—
10:35～11:05	杉田 貴行(008282) まるもとケアプランセンター	手引き書に見る適切なケアマネジメント手法とは—テキストマイニングによる考察—

◆第4分科会 会場：D304

司会者：伊部 恭子（佛教大学） 全体統括者：伊藤 嘉余子（大阪公立大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	岡田 強志(009136) 東京通信大学	「教職員等への研修活動は実用的に転換できるのか —第一段階調査データから得た示唆—」
10:35～11:05	梅谷 聡子(009110) 花園大学	虐待を経験した若者の自立支援の課題 —自立援助ホームへの入所経路に着目して—

第 1 分科会

「社会福祉主事の設置に関する法律」の制定意図について

関西福祉科学大学 小笠原 慶彰 (000920)

キーワード：社会事業行政・社会福祉主事・被占領期

1. 研究目的

「社会福祉主事の設置に関する法律案」は、山下義信（筆頭）、藤森眞治、井上なつゑ、姫井伊介、小杉イ子、石原幹市郎、谷口弥三郎の参議院議員 7 名により第 7 回国会*会期終了 4 日前の 1950（昭和 25）年 4 月 28 日に提案された。参議院厚生委員会及び同本会議での審議・採決は 29 日、衆議院本会議厚生委員会及び同本会議での審議・採決は 30 日であり、同日に昭和 25 年法律第 182 号として成立した。公布・施行は 5 月 15 日である。

ところがこの法律は翌年 3 月 29 日公布の社会福祉事業法が同 6 月 1 日から施行されることによって早くも廃止されてしまう。つまり 1 年強の短期間のみ存在し、その後は社会福祉事業法に吸収されてしまったのである。

ではこの法律を性急とも思えるプロセスで制定した理由は何だったのか。それを解明することで占領期社会事業行政が抱えた課題の存否や内容を明らかにし、その現在に及ぼす影響の有無を考察することが研究目的である。

2. 研究の視点および方法

被占領期の社会事業行政は、一方で連合軍総司令部（以下、GHQ）の意向を踏まえながら、また一方で戦前期の仕組みが全面的に廃止されているわけでもない状況下にあった。

研究の視点としては、被占領期における社会福祉の制度化を戦後社会福祉の原点と位置づけ、現在の社会福祉が抱える課題の出発点を探ろうというものである。

研究の方法は、文献研究であり関連する先行研究を踏まえて考察する。なお法律に関する情報については「日本法令索引」等でネット上のデータを用いた。

3. 倫理的配慮

本発表は、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守している。利益相反に抵触する関係にある企業・団体・個人等はない。

4. 研究結果

被占領期の（旧）生活保護法から社会福祉事業法施行に至る関係法令等の経緯をまとめると以下のようなになる。

- ① 1946（昭和 21）年 9 月 9 日 （旧）生活保護法公布、10 月 1 日施行、救護法廃止
- ② 9 月 13 日 民生委員令公布、10 月 1 日施行
- ③ 11 月 3 日 日本国憲法公布、1947（昭和 22）年 5 月 3 日施行
- ④ 1947（昭和 22）年 12 月 12 日 児童福祉法公布、1948（昭和 24）年 1 月 1 日施行
- ⑤ 1948（昭和 23）年 7 月 29 日 民生委員法公布・施行、民生委員令廃止

制定時の民生委員法 25 条 2 項では「民生委員事務所には、専任の吏員を置かなければならない」となっているが、この吏員は同じく 19 条 1 項で「民生委員の指導訓

練に従事する吏員」とされていて、同 2 項で「社会事業に関する学識経験のある者」となっている。

⑥ 1949（昭和 24）年 10 月 31 日付社発第 72 号社会局長児童局長連名通知「公的保護事務における民生委員（児童委員）の活動範囲について」

⑦ 12 月 26 日 身体障害者福祉法公布、1950（昭和 25）年 4 月 1 日施行

⑧ 1950（昭和 25）年 5 月 4 日（新）生活保護法公布・施行

⑨ 1950（昭和 25）年 5 月 15 日 社会福祉主事の設置に関する法律公布・施行

⑩ 1951（昭和 26）年 3 月 29 日 社会福祉事業法公布、6 月 1 日施行、社会事業法廃止
「社会福祉主事の設置に関する法律案」を見ると、提案理由として「生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に関する都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させる専任職員たる社会福祉主事を都道府県及び市町村に置くため、この法律案を提出する必要がある」となっている。

ところでこの法案が上程された背景には GHQ から日本政府に口頭で伝えられた、いわゆる「再編のための 6 項目提案」にある「1950 年 8 月 1 日」という期日があったのではないかと（Tatara1997:127）。この提案によって「民生委員の専門家政策は終焉を迎え、政府はフルタイムのソーシャル・ワーカーの法律の起草に新たに着手した」とされる（Tatara1997:128）。そしてこれは民生委員による「名誉職裁量体制」の解体に繋がっていくのである（菅沼 2005:236）。

ではなぜ内閣提出法案ではなかったのか。筆頭提案者の山下義信は、浄土真宗本願寺派僧侶であり、広島戦災児育成所の創設・運営に携わったことで知られているし（新田 2017）、他の議員も厚生行政に縁は深いとはいえ、違和感がある。

ところで 1951（昭和 26）年 5 月 26 日の『毎日新聞』は「社会福祉事業法の施行」と題した社説で社会福祉主事の設置によって「社会福祉事業は、はじめて有給職員による専門的職務として認められることとなった」（下線は発表者）としている事実がある。

5. 考察

この法律はなぜ性急に制定されなければならなかったのか、なぜ議員立法であったのか。背景には GHQ の考えと政府の思惑が交錯しているようだ。短命なこの法律が果たした役割は、社会事業が被占領期に日本側の意図を反映して社会福祉事業に衣替えするために 1 年間の猶予を作ることだったのではないかと。また内閣提出とせず議員立法とすることで、政府の拙策という印象を避けたのではないかと。史資料による実証に進みたい。

○注

※1949（昭和 24）年 12 月 4 日召集、翌年 5 月 2 日終了の会期 150 日の常会

○文献（本発表に直接関係するもののみ。発表当日一覧を配布する。）

- ・新田光子（2017）『広島戦災児育成所と山下義信 - 山下家文書を読む』法蔵館。
- ・菅沼隆（2005）『被占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房。
- ・Toshio Tatara、菅沼隆・古川孝順訳（1997）『占領期の福祉改革 - 福祉行政の再編成と福祉専門職の誕生』筒井書房。

1970年代後半から80年代前半における救護施設入居者の「共同」と「抵抗」の模索

—救護施設 A 寮の入居者自治会誌からの分析—

佛教大学大学院 社会福祉学研究科博士後期課程 高木 美桜(010151)

キーワード：救護施設 入居者自治会 福祉労働論

1. 研究目的

本研究の目的は、救護施設入居者の実際の「声」の記録から、当事者らがどのような思いを抱えて救護施設での生活を紡いできたのかを明らかにすることである。

救護施設とは、1950年の新生活保護法（以下、新法）制定時に位置づけられた生活扶助を行う保護施設である。新法制定後から今日に至るまで、救護施設を主題とした研究蓄積は非常に少なく、また入居当事者らの実際の「声」に焦点を当てた研究は一番ヶ瀬(1988)の記録以降、管見の限り見当たらない。

救護施設は戦後から今日に至るまで、社会福祉施策の矛盾・ひずみから生まれる時代ごとに応じた生活困難者を受け入れ、生活保障の場として機能してきた。今日では、「地域移行支援」と「就労支援の強化」という二つの軸を中心に、循環型施設としての機能をより一層強化しようとしている。社会からの要請と政策動向に規定される形で、時代ごとに求められる役割を柔軟に果たしてきている救護施設であるが、そこには入居当事者らの声は反映されてこず、救護施設で暮らしてきた人たちが何を思い、何を求めて暮らしてきたのかは明らかにされてこなかった。

そこで本研究では、救護施設入居者らによって実際に綴られた記録から、入居者自身が救護施設において望んでいた暮らしとは如何なるものであったのかを考察していく。

2. 研究の視点および方法

研究目的で示したことを明らかにするために、本研究では救護施設 A 寮において 1977年 6月に結成された入居者自治会（以下、B 自治会）が同年 9月より刊行している自治会誌で入居者ら自身が綴ってきた記録に焦点を当てた。より具体的には、B 自治会初代会長に就任した Y 氏の記録(1977年 9月～1985年 10月)を主に分析対象とした。

また、自治会誌で綴られている記録を A 寮に保存されていた職員会議録・事業計画等の史資料と照らし合わせて、入居者ら・職員らの双方の視点から当時の救護施設での自治会活動の様子を立体的に記述していく。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し、佛教大学「人を対象とする研究」倫理審査にて承認を得ている（承認番号 2024-22-A）。また、A 寮には事前に研究に関する説明を行い、同意を得ている。なお、開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

救護施設 A 寮は、西日本に所在している定員 200 名の救護施設である。「会員の相互扶助をモットーとして、親睦をはかり、寮生活を豊かに過したいとの目的を以て」(会誌 no.1 p.5)、1977 年 6 月 23 日に B 自治会は結成された。入居者 10 名の有志から始まった B 自治会は、1978 年 2 月には会員数を男子棟 75 名、女子棟 98 名、1978 年 4 月には男子棟 80 名、女子棟 100 名と入居者全体の 9 割が会員となるまでに拡大した。

B 自治会は寮生同士の横のつながりのみではなく、職員と寮生との意思疎通、親密・信頼に基づく関係性の構築から民主的な A 寮の実現を目指していた。その為、活動の柱は、会員から寄せられた意見・要望を基に、寮長へ要望書を提出し、職員らとの懇談会を開催する事、並びに 2 カ月に一回自治会誌を刊行する事だった。

初代会長に就任した Y 氏は、自身の持病や障害と葛藤しつつも、「自分は如何にして生きて行くべきか」を真剣に考え、「身障者のよき相談相手になるよう全力投球することが…最善の道だと深く心に決め」、会の結成に尽力したと記述している(会誌 no.22 p13-16)。圧力団体となるのではないかとの職員らの危惧に対しては、「…謙虚な態度で、職員に接し、常に職員の立場に立ち、理解するように努め」(会誌 no.6 p.1-2)、対話を中心として住みよい寮の実現を目指すとしていた。また、寮内の職員組合と合同で国会請願に行くなど、「現在の貧困なる福祉行政に対して、私達救護施設利用者としての”生の声”を、為政者に訴え続け、真に住みよい、福祉日本に向つて前進したい」(同上)との意志を示している。

その一方、「職員の中で、…故意に心友会を無視し、若しくは蔑視され…のような事」があれば、B 自治会として「…キ然たる態度で、望まなくてはならない」(会誌 no.4 p.5)との姿勢を示し、入居者らの処遇事項に関して、職員のみで決定された事項に対しては、要望書の提出並びに自治会誌への記述を通して改善を訴えていた。

5. 考察

B 自治会は、初代会長の Y 氏を中心に、住みよい民主的な A 寮の実現を求めて活動し、日々の思いを会誌の中で綴っていた。会誌は職員らも読むことができた為、入居者らは一定職員の目線を意識して文章を綴っていたであろうことは考慮しなければならない。

しかし、「食わせて寝かせる」救護施設と言われていた時代に、何故こうした自治会活動が可能となったのか。その背景として、第一に、当時の入居者の特徴として身体障害者が多かったこと。第二に、A 寮内において、福祉労働の持つ二面的な性格＝資本主義的性格を捉え、それを克服しようとする意識が一定職員間で芽生えつつあったのではないかと考察する。

【参考文献】

一番ヶ瀬康子編(1987)『救護施設 最底辺の社会福祉施設からのレポート』ミネルヴァ書房。

総合社会福祉研究所編(2012)『真田是著作集第 5 巻』福祉のひろば。

生活保護の相談援助における多機関との連携の課題に関する分析

大阪公立大学大学院都市経営研究科博士後期課程 大里 祥 (010166)

キーワード：生活保護、連携、相談援助

1. 研究目的

本研究は、生活保護の相談援助のうち、多機関との連携に注目し、連携にどのような課題があるかを明らかにすることを目的とする。被保護者の経済的困窮の背景には様々な要因があり、被保護者との日々の関わりを中心とする現業員（＝ケースワーカー）は、保護費の算定とともに、これらの要因に伴う課題に対処する相談援助を担っている。

この相談援助の手法には、被保護者に対する直接的な援助とともに、関係機関との連携した援助がある。具体的な連携内容は、以前は民生委員等との連絡調整が主であったが、他社会福祉施策が整備されるにつれて、関係機関の総合調整（コーディネート）としても捉えられるようになってきている。かつ、福祉事務所内においても、現業員が担っていた直接的な援助のうち、自立支援に関わる事業については専門知識を有する支援員の配置や、民間法人への委託等がすすんでおり、現業員は所内の多職種の支援員との連携が求められている。このように現業員の相談援助は、直接的な援助から、関係機関や所内の多職種の支援員との連携した援助に比重を移しつつある。

ただし、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（社会保障審議会 2022）において、生活保護担当と関係機関との連携体制の整備が課題にあげられるなど、十分に連携が進んでいる状況とはいえない。

なお、これまでの生活保護の相談援助に関する研究では、被保護者に対する直接的な援助に関するものが多く、多機関との連携を取り上げたものは少なく、多機関との連携の実態の把握が不十分である。したがって、本研究において、生活保護担当へのインタビューの分析によって連携にどのような課題があるかを明らかにする。分析を通じて多機関との連携の促進に寄与することは、生活保護業務の質の向上にとって有意義といえる。

2. 研究の視点および方法

全国5市（一般市、中核市、政令指定都市）の生活保護担当（現業員（面接相談員、地区担当員）、査察指導員等）の10名に対して半構造化面接を行った。面接内容は、関係機関の職員との連携の状況およびその課題についてである。なお、ここでの連携とは「目的を同じくする支援者同士が、連絡し協力しあって何かをすること」と定義している。

逐語記録をもとに、連携の状況およびその課題について表現されている文言、文節を抽出した。そして、類似する内容を岡部（2014）の示す相談援助活動の進行過程（要保護者の発見、インテーク、アセスメントとプランニング、インターベンション、モニタリングとエバリュエーション、ターミネーション）に分類し、各要因を分析した。

3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、大阪公立大学大学院都市経営研究科の倫理審査委員会の承認を得

ている。また、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり、実施した。なお、本発表に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

各機関との連携の実態について、職種ごとにみると、生活保護では相談援助の業務を分業している福祉事務所が多く、要保護者の発見、インテークは面接相談員が担当し、地区担当員がアセスメント以降を担当していた。したがって、各職種における多機関との連携は各段階に付随して行われていた。

連携する分野をみると、生活困窮者支援分野は要保護者の発見やインテークの段階で一緒に動いたり、生活保護相談・申請にあたっての調整等により連携する機会が多いものの、それ以降の段階は連携する機会が少なかった。インターベンションの段階では、高齢、障害等の福祉分野とともに、医療、警察、家主や民生委員等、連携する分野は多岐にわたっていた。所内では、アセスメントの段階で面接相談員と地区担当員が情報共有、引継ぎをしているほか、インターベンションにおいて、就労支援員や健康管理支援員と一緒に動いている事例がみられた。

なお、各機関との連携方法は、二者間の対面や電話でのやりとりによるものがほとんどで、関係機関を集めた情報共有の場等を定例で実施している自治体は少なかった。

連携において問題と感じている内容について、連携相手とのコミュニケーションのずれや、相互の制度や役割に対する理解不足、連携への意欲の個人差があげられていた。また、相互の機関の物理的距離、情報共有する機会や手段の少なさもあげられていた。さらに、組織文化、お互いの力関係も問題としてあげられていた。

これらの問題の背景にある生活保護業務の特徴として、業務全体のうちで相談援助にかけられる比重が少ないこと、被保護者への指導・指示の権限を有すること、職員の入れ替わりが多く、経験や知識が積み上がらないこと等への言及があった。

一方で、連携を円滑にするための工夫として、多機関が集まれる情報共有の場の設定や、現業員が自分自身の役割の限界を意識すること等があげられていた。

5. 考察

連携における問題の要因の一つとして、相談援助のアセスメントやプランニングの段階で、連携の前提となる目的の共有を多機関と行う機会や手段が少ないことがあげられる。そのことが、現業員が多機関と連携を求められる機会の多いインターベンションの段階において、相互の目的の齟齬が生じ、連携が進まない可能性が示唆された。

【参考文献】

岡部卓(2014)「生活保護の実施機関と関連領域との連携に関する調査研究」『人文学報. 社会福祉学』東京都立大学,30,27-81.

*本研究は、貧困研究会の2024年度「貧困研究奨励基金研究助成事業」である。

第 2 分科会

近代日本における「結婚」規範 —新マルサス主義を基盤とする人口統制—

関西学院大学大学院人間福祉研究科研究員 原田理子 (009546)

キーワード：新マルサス主義，産児制限運動，「結婚」規範

1. 研究目的

本研究を行う以前に，博士論文において大正期日本において同性愛者，特に女性同性愛者が「科学」とされた言説によって抑圧されていく様子を通俗性欲学の言説分析を通して見た。そして，通俗性欲学では，「より良い子どもを産む」という優生思想を実現することを目的とした一組の男女による「結婚」という規範が形作られていたことを分析した。「結婚」規範によって女性の規範も規定されるようになり，女性は家庭内に押し込められ，規範から外れた女性たちが抑圧されていったことを明らかにした。

本研究は博士論文を執筆していくなかで明らかとなった上記の点を踏まえて，通俗性欲学言説以外の言説がどのように「結婚」規範の成立に関わったかを明らかにしていくものとなる。そこで本研究で取り上げた新たな言説が新マルサス主義である。近代日本において新マルサス主義が「結婚」規範を作り出す言説の一つであったことを明らかにすることが，本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

前述の通り，新マルサス主義は主に産児制限運動の中で語られた思想・言説である。そのため，本研究では産児制限運動の中心人物や団体の言説に注目する。

研究方法としては，先行研究レビューを中心とした文献研究を行う。新マルサス主義によって「より良い子どもを産む」ための「結婚」についてどのような議論が行われていたのか，その内容を明らかにする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程に基づき行う。史資料から引用する際は差別的文言もそのまま使用している。なお，本研究に関連して開示すべき COI はない。

4. 研究結果

本研究が対象とする新マルサス主義について簡単に説明する。新マルサス主義は，1798年にロバート・マルサスが出版した『人口論』において論じた，食料生産が増加するスピードより人口が増加するスピードのほうが早いために，人口抑制を行わない限り必ず食料難に陥ってしまうという主張を前提としている。そして貧困層に対し晩婚を説き，結婚までの期間は禁欲を推奨したマルサス主義に対して，むしろ早婚をさせることで性欲を家庭内にとどめ，人工的な避妊を主張したのが新マルサス主義である（安部 1922：5-7）。日本の産児制限運動において主要な論者とされる安部磯雄，石本静枝らがこの新マルサス主義を主張していた。

石本静枝が 1921 年に発行した新マルサス主義を説いた産児制限のパンフレットでは，

産児制限の結果として、生まれた子が心身ともに強健であることを主張しており、人口が少なくなり戦争において不利になるのではないかという危惧に対しては、より兵士の体格が良くなるために心配する必要はないと主張している（石本 1921：3，8）。そして労働問題は労働者が子孫を増やさないことが解決方法であると説いていた（石本 1921：5-6）。

安部磯雄は結婚することで男性の性欲のはけ口が妻に限定され、性病から守られると考えており、これが新マルサス主義の早婚の主張と結びついていた（林 2006：98-99）。そして、無産階級の人々は結婚後数年の間、経済的準備ができるまで子どもを産まないことを推奨している（安部 1922：8）。加えて、安部はサンガー来日直後から断種を推奨するようになり、「遺伝病」「低能者」らに対する断種を主張した（林 2009：39）。

新マルサス主義のもう一つの特徴は、平和主義を掲げている点である。石本は第一次世界大戦の原因を人口増加と考え、人口の制限をすることが戦争の抑止につながるとしている（石本 1921：3）。安部もまた産児制限の必要性を世界平和と結び付けていた（林 2009：37）。安部の新マルサス主義の見解は優生道徳と帝国主義的平和主義と絡み合い主張されたが、第二次世界大戦が勃発した後は、断種を主張する優生学と敵国主義的ナショナリズムを強調する傾向を強めていった（李 2017：51）。

5. 考察

新マルサス主義は、「結婚」によって作られた家庭の中だけで男性の性欲の発散、出産、子育てを完結させることを目的としていた。そしてこの「結婚」規範は特に貧困層に対して強く働いている。このような、特定の人々に対する性と生の管理的な視線とそれに関連する「結婚」規範は、人口の量と質をコントロールしようとするような近代になって生み出された生権力がある限り、言葉を選ばずに言えば、普遍的に社会に生まれ出るのかもしれない。

前述のように新マルサス主義の産児制限論に大きな問題点はあるが、産児制限論を日本におけるリプロダクティブ・ライツ、ヘルスの始まりと見ることを否定はしない。石本は産児制限を女性が中心となって行うことを主張していた（石本 1921：8-9）。産児制限自体には、そのような女性の権利向上を目指す余地があったのも事実である。

引用・参考文献

安部磯雄（1922）『産児制限論』実業之日本社。

林葉子（2006）「廃娼論と産児制限論の融合—安部磯雄の優生思想について—」『女性学』13（0），94-110。

林葉子（2009）「安部磯雄における「平和」論と断種論—男性性の問題とのかかわりを基軸に—」『ジェンダー史学』5，35-49。

石本静枝（1921）『産児制限の意義（新マルサス主義）』日本パンフレット。

李秀珍（2017）「人口問題の技術—戦間期日本における新マルサス主義—」年報カルチュラル・スタディーズ 5（0），37-58。

障害者差別解消法と合理的配慮

—合理的配慮で差別の「解消」は可能か—

立命館大学大学院先端総合学術研究科博士後期課程 有松 玲 (010136)

キーワード：障害者差別解消法・合理的配慮・障害者差別

1. 研究目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法）は、2013年6月26日に公布、2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的とした法律である。しかし、この法律において差別とは何かの定義がない。何をされたら「差別」でどのように解消するのか。法文や見出し等を参考にすると「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」である社会的障壁の除去を「必要かつ合理的な配慮」によって行う、とされていることがわかる。差別解消法は「必要かつ合理的な配慮」（以下、合理的配慮）の提供を事業者に義務付ける改正を行い、2024年4月1日に施行された。

本研究は、障害者の差別を合理的配慮のみで解消するとされている差別解消法がどのような事態を引き起こしているかを検証する。

2. 研究の視点および方法

差別解消法は2009年から2014年に当事者参画で行われた障害者制度改革の議論をもとに制定された最後の法律である。その審議の中で合理的配慮や、そのみで差別を解消しようとする方向性に対して何が語られたのかについて、その審議内容を考察する(1)。

次に、差別解消法の構図を法文の分析により明らかにする(2)。それは、合理的配慮によって差別を解消することができるとする「合理的配慮主義」である。

合理的配慮によって差別は解消できるのか、このことの検証を2方向で行う。

第一は、合理的配慮とは何かを考察する。reasonable accommodation の温情的方向への誤訳であるとする指摘(3)もあり、権利性という点で合理的配慮と reasonable accommodation には乖離がある(4)。

第二は、差別解消法施行後にどのような事態が進んでいるのかを実際に即して検証する。実際に合理的配慮をどのようにしたら得ることができるのか、大学における合理的配慮を得るための手順に倣って確認する。まず、合理的配慮を得たい学生が自ら合理的配慮を提供してくれる場所(=障害学生支援室等)に申請するところから手順は開始される。次の段階になると専門家の意見が反映され、最終的な合理的配慮が提供される段階になると障害があることの公的な証明が求められ、障害者手帳や医師の診断書が必須になる。それだけではなく、臨床・公認心理士の認定も発達障害などでは必須である。次に学生・保護者との合意形成のための話し合いである。それを経て合意できると合理的配慮が提供される。

合理的配慮の提供によって除去される社会的障壁とはいったい何であるのか。これも大学という場所に依って述べると、入学試験の際の時間延長やディフレクシア及び視覚障害のための音声言語化等、および入学した際の授業中のノートテイクや試験の際の時間延長などである(5)。

3. 倫理的配慮

すでに公開されている資料・議事録及び文献を対象にしている。日本社会福祉学会の「研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に則して実施する。なお本研究に関連したCOIは生じない。

4. 研究結果

(1) 障害の医学モデルの広がり

上記、一般的な大学の事例を見てもわかるように、合理的配慮を得るためには医師の診断書や障害者手帳等医学的な証明が必要となる。合理的配慮を受ける公平性のため、厳密な診断が要求されるのである。つまり、医学モデルの伸長が実際に起きている(6)。

(2) 障害者と能力

合理的配慮について最初に規定したのは「American with Disability Act (障害のあるアメリカ人法): ADA」であるといわれている。ADAが制定された当初、「合理的配慮は職務遂行能力があると証明された障害者にしか適応されない」とされたため、一部の障害者からは「能力主義である」と批判された。上記大学の事例は試験における合理的配慮はある。が、その配慮に点数の上乗せ等は含まれていない。点数はとらなければならない＝その本質的能力があることを証明し前提とするものであり、能力主義なのである(7)。

5. 考察

2024年4月1日より差別解消法が改正され、事業者にも合理的配慮が義務付けられた。しかし、障害者が合理的配慮を得るためには上述した通り、「医学的な障害の証明」と「能力の証明」という2つの条件が設定されている。しかも「時間の延長」などでは制度的・社会的差別の解消は難しく、医学モデルや能力主義だけが伸長してしまう危険がある(7)。

このような状況は、障害当事者運動や社会福祉研究の拡充が、医学モデルではなく社会モデルを、能力主義ではなく共生主義を前進させてきたことに対する揺れ戻しとしてある。世界でも「DEI政策」の否定が公然と言われるようになってきている今日、差別解消法の負の側面について多くの議論が必要である。

6. 主要文献 (1) 推進会議・差別禁止部会: <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>

(2) 差別解消法: https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf (3) 慎英弘, 2016, 「合理的配慮に関する一考察」『四天王寺大学大学院研究論』10: 5-22. (4) 長瀬修, 2018, 「合理的配慮-起源、展開、射程」『障害学研究』13:96-109. (5) 桶谷文哲, 2013, 「発達障がい学生支援における合理的配慮をめぐる現状と課題」『学園の臨床研究』12:57-65. (6) 西倉実季, 2018, 「特集趣旨」『障害学研究』13:74-76. (7) 星加良司, 2016, 「合意的配慮と能力評価」川島 聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司 『合理的配慮—対話を開く 対話が拓く—』有斐閣, 89-106.

精神障がいのある若者を対象とした参加支援における公民協働の可能性

デンマークにおける自治体と市民団体の協働による取り組みを事例として

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程 段畑 実生 (010429)

キーワード：参加支援、若者支援、公民協働

1. 研究目的

2021年より実施されている重層的支援体制整備事業では「場づくり」を含む参加支援が必要とされている（宮本 2023）。特に障がいやひきこもり等の生きづらさを抱える人たちへの参加支援の取り組みは、地域活動支援センターやひきこもり支援の場においてなされているが、政策として未だ十分に整備されているとは言い難く、自治体レベルで取り組まれている場合も、必ずしも地域に開かれた場になっていないという現状がある。

一方デンマークでは、障がい者の地域生活を支えるために自宅、学校・職場以外の領域として、地域における社会的活動・交流の場を整備してきた（小賀 2020）。近年は若者のメンタルヘルスの課題が顕在化していることを背景に、精神障がい等の生きづらさを抱える若者がアクセスしやすいサービスの整備が自治体レベルで進められている。またその際には、若者たちの地域生活における社会関係を促進するために、市民セクターとの協働が重要であるとされている（Kirkegaard 2016）。本研究は、デンマークにおける自治体と市民団体の協働による若者支援の取り組みを通して、公民の協働が精神障がいのある若者を対象とした参加支援の実践にもたらす意義を、専門職と職員および当事者の視点から明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

調査地である X 市はデンマーク南部に位置する中規模自治体である。X 市の精神保健福祉センター¹は事業の一環として、市民団体の運営するカルチャーハウス Y²と協働し、若者支援の取り組みをしている。カルチャーハウス Y を拠点に、精神疾患や発達障がいのある若者（およそ 18 歳～30 歳）を対象に、料理クラブ等の文化活動を行っている。職員体制は、精神保健福祉センターの専門職（生活支援員・心理士等）とカルチャーハウス Y の職員らである。発表者は 2024 年 5 月～8 月にかけてカルチャーハウス Y でフィールドワークを行った。調査方法は参与観察とインタビュー調査である。インタビューは、活動に参加する若者 10 名、精神保健福祉センターの専門職 2 名、カルチャーハウス Y の職員 4 名を対象に行った。調査で得られたデータより、公民の協働による利点および公的なサービスとの違いに関する内容を抽出した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して行った。大阪大学大学院人間科学研究科共生学系研究倫理委員会による審査を受け、承認を得ている（承認番号：OUKS24006）。なお、本研究に関して開示すべき COI はない。

4. 研究結果

両者の協働は、精神保健福祉センターの運営する居場所にはスティグマを気にして若者が集

まらなかったことを背景に、若者が地域の人々と交流できる場所を作ろうと、センター側の働きかけにより始まった。協働の利点について、精神保健福祉センターの専門職 A（60 代女性）は、精神障がいのある若者たちが地域の他の若者たちと交流できることであると、カルチャーハウス Y を「大きな現実に出ていくことを練習するための小さな現実」と表現した。またカルチャーハウス Y の職員 B（30 代男性）は、カルチャーハウス Y は若者が診断名によってレッテルを貼られることなく、ありのままにいられる場所であると述べた。

さらに職員間の協働について、精神保健福祉センターの専門職 A は、自身は専門性を持ち合わせているが、若者のロールモデルになることは難しいと述べた。他方カルチャーハウス Y の現場職員は 20 代～30 代と比較的年齢層が低いため、より若者と対等な立場で接し、なおかつ若者のロールモデルになることが可能であるとした。カルチャーハウス Y の職員 C（30 代男性）は、多くの若者が自治体を上から指図してくる存在として捉え、ネガティブな印象を抱いていると述べた。そのため若者と接する際は、カルチャーハウスの職員としてよりも、1 人の人間として可能な限り対等な立場で接するように努めていると述べた。

実際に活動に参加する若者は、カルチャーハウス Y での活動と公的なサービスの違いについて次のように述べた。若者 a（20 代女性）は空間について、カルチャーハウス Y には地域の人たちによるアートが飾られているため、病院にいるのではなく、コミュニティを扱う場所にいるように感じられると話した。またカルチャーハウス Y では、誰かに指示されるのではなく、何がしたいかを問われることが基本であり、自分たちで決められる感覚があると話した。若者 b（30 代女性）は人との関係性について、普段はほとんど専門職としか接する機会がなく、それ以外の人との関わりに慣れていないため、カルチャーハウス Y では「一般の人」との関わりを練習できると話した。

5. 考察

以上より、精神障がいのある若者を対象とした参加支援の実践において、公民の協働がもたらす意義として次の 3 点が考察された。1 点目はスティグマを軽減することができる点である。若者にとってカルチャーハウス Y が自治体の施設ではなく、地域の一部であることが参加のしやすさにつながっていた。2 点目は多様な立場のアクターと関係性を築ける点である。同じ生きづらさを抱える若者、地域の若者、カルチャーハウス Y の職員等の専門職以外との関わりを積み重ねることが、社会への参加を橋渡しする機能を果たしていた。3 点目は専門職と市民団体の職員の協働による相乗効果である。専門職は専門性により若者が安心できる空間を作り、職員はより若者と対等な立場で接し、若者の主体性の発揮に貢献するという役割を担っていた。

<参考文献>

宮本太郎（2023）「重層的支援体制整備事業とサードセクター」、『地域福祉研究』、51：3-10。

小賀久（2020）『幸せをつむぐ障がい者支援——デンマークの生活支援に学ぶ』、法律文化社。

Kirkegaard, S. (2016) *Creating participation for youth with mental health problems: Cross-sector collaboration between public services and the civil society in Denmark and Sweden*, Nordic Center for Welfare and Social Issues.

¹ 精神保健福祉センターは地域移行・地域生活支援の拠点であり、デンマークの各自治体に設置されている。

² カルチャーハウスとは地域の住民が様々な文化活動を行う生涯学習の場であり、デンマークの各自治体に 1 つ以上存在している。自治体が運営している場合もあるが、カルチャーハウス Y の場合はアソシエーション（forening）の形態をとる市民団体が運営している。

第 3 分科会

介護保険制度の保険料の地域格差についての研究

—大阪府内の介護保険料決定要因に関する重回帰分析—

大阪公立大学大学院生活科学研究科博士後期課程 石田 真 (会員番号 010208)

キーワード3つ: 介護保険料、地域格差、所得段階

1. 研究目的

日本の介護保険制度は市町村単位で保険料が設定されるため、同一所得水準の被保険者でも居住地により負担額に差異が生じる。本研究は、大阪府内の市町村を対象に、社会的要因が介護保険料基準額に与える影響を重回帰分析により検証し、水平的公平性の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

分析対象は、大阪府内の大阪市を含む 41 保険者、および大阪市を除く 40 保険者とした。変数設定は、目的変数として大阪府内の保険者の第 8 期介護保険料基準額（月額）を設定した。説明変数は、介護保険料基準額に関係すると言われていた社会的要因として所得因子、人口因子、サービス供給因子の 3 つの因子を設定し、強制投入法による重回帰分析（VIF<5 で多重共線性を排除）を行った。

所得因子としては所得段階別人口割合（第 1～9 段階）を、人口因子として①全年齢一般世帯における 65 歳以上の高齢者世帯割合、②全年齢一般世帯における 75 歳以上高齢者世帯割合、③全年齢一般世帯における 85 歳以上の高齢者世帯割合、④65 歳以上の高齢者一般世帯のうち単独世帯割合、⑤65 歳以上高齢者一般世帯のうち男性単独世帯割合⑥65 歳以上高齢者一般世帯のうち女性単独世帯割合の 6 点について設定した。サービス供給因子としては各介護サービス（①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③通所・短期入所介護事業、④訪問介護事業、⑤認知症老人グループホーム、⑥有料老人ホーム、⑦その他の老人福祉・介護事業）の各事業者数について、老人福祉・介護事業者数に占める割合を設定した。

3. 倫理的配慮

本研究発表を行うにあたり、日本社会福祉学会研究倫理規程、及び研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを遵守した。文献から引用をする場合には、著作権に配慮し出典を明記した。本発表に関し、開示すべき利益相反、開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

(1) 大阪府下全保険者 (n=41)

各因子のうち相関分析で高い相関がみられた所得段階別人口割合第 1 段階、高齢者男性

単独世帯割合、訪問介護事業所数割合において、強制投入法により重回帰分析を実施した結果、調整済み決定係数 R^2 は 0.578、第 1 段階に正の有意な影響 ($\beta=0.531, p<0.05$) がみられた。また、第 1 段階を第 5 段階に代え同様の重回帰分析を実施した結果、調整済み決定係数 R^2 は 0.573、第 5 段階で負の有意な影響 ($\beta=-0.368, p<0.05$) がみられた。

(2) 大阪市を除く保険者 (n=40)

各因子のうち相関分析で高い相関がみられた所得段階別人口割合第 1 段階、高齢者男性単独世帯割合、訪問介護事業所数割合において、強制投入法により重回帰分析を実施した結果、調整済み決定係数 R^2 は 0.460、第 1 段階において正の有意な影響 ($\beta=0.690, p<0.05$) がみられた。また、第 1 段階を第 8 段階に代え同様の重回帰分析を実施した結果、調整済み決定係数 R^2 は 0.401、第 8 段階では負の有意な影響 ($\beta=-0.385, p<0.05$) がみられた。

5. 考察

所得因子の影響として、第 1 段階と保険料基準額とは正の相関、第 5・8 段階の割合増加は保険料基準額とは負の相関を示し、第 1 段階割合の増加と保険料基準額との相関という単純な対応関係ではなく、各市町村内の第 1 号被保険者の所得段階の人口構成比、いわば市町村内の所得構造が地域格差を助長する可能性が示唆された。現行制度の市町村単位は、同一所得水準の住民に、市町村の所得構造の違いという本人の責によらない理由による負担格差を生じさせる可能性があり、公平性の点から疑問である。

主要参考文献 (抄)

安藤道人 (2008) 「介護給付水準と介護保険料の地域差の実証分析—保険者データを用いた分析—」『季刊社会保障研究』Vol.44、No.1、94-109。

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 (2019) 「保険料の在り方に関する調査研究事業報告書 (平成 30 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)」
https://www.mri-ra.co.jp/pdf/h30_hokenryou.pdf (2022.12.10 閲覧)。

近藤克則・芦田登代・平井寛・三澤仁平・鈴木佳代 (2012) 「高齢者における所得・教育年数別の死亡・要介護認定率とその性差」『医療と社会』Vol.22、No.1、19-30。

内閣府 (2018) 「要介護 (要支援) 認定率の地域差要因に関する分析 政策課題分析シリーズ 15」
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html> (2022.12.27 閲覧)。

杉浦真一郎 (2018) 『介護行財政の地理学：ポスト成長社会における市町村連携の可能性』明石書店。

谷口 豊・大塚忠義・大和田孝文 (2021) 「EDA 手法による要介護と相関の高い社会的環境因子の探索」『生命保険論集』第 214 号、35-64。

手引き書に見る適切なケアマネジメント手法とは ーテキストマイニングによる考察ー

まるもとケアプランセンター 杉田 貴行 (008282)

キーワード：手引き書、ケアマネジメント手法、テキストマイニング

1. 研究目的

厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/s0223-8d2.html>)によれば、介護保険制度の創設によりわが国に導入されたケアマネジメントは、(1)居宅介護支援として介護支援専門員により居宅サービス利用者のほぼ全員に提供されているとともに、(2)平成15年度に施行された基準改正等により介護保険3施設や認知症性高齢者グループホームや特定施設にも介護支援専門員が配置されたこと等からも、介護保険制度における介護サービス利用者のほぼ全てが利用している状況にあるとされる。また、「ケアマネジメント」の導入の目的と流れとして、「利用者の心身の状況に応じた介護サービスの一体的提供」と「高齢者自身によるサービス」の選択を現場レベルで担保する仕組みとして、ケアマネジメントを導入したとする。介護保険制度においては、従来、医療・福祉の両分野に分かれて提供されていた介護関連サービスを制度的・財源的に一元化し、介護の枠組みの下に一体的に提供するとある。本報告では、手引き書に見る適切なケアマネジメント手法をテキストマイニングの手法を用いて、整理し検討したものである。

2. 研究の視点および方法

本報告では厚生労働省がホームページ上で公開している「令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費補助金(老人保健健康増進等事業)適切なケアマネジメント手法の普及促進に向けた調査研究事業、適切なケアマネジメント手法の手引き」(令和3年3月、全50ページ)をテキストとして用い、テキストデータマイニングの手法を用いて、適切なケアマネジメント手法を検討することとした。分析に使用する品詞として、「名詞」「サ変名詞」および「強制抽出名詞」を選択した。それぞれの出現数15以上をデータとして採用し、テキストマイニングソフトKH Coder (Ver.3. beta. 03d)を利用して、対応分析、多次元尺度構成法(2次元)、クラスター分析、共起ネットワーク、自己組織化マップなどの方法を用いて分析を実施した。なお、出現数が15以上であっても他の語との結びつきがない場合は、自動的にデータから排除された。

3. 倫理的配慮

本報告は、厚生労働省により公表された個人を同定するデータが除去された統計データを基に分析を実施した。また分析は個人を抽出するのではなく集計値や記事から全体の傾向を対象とし、必要な倫理的な配慮を十分に払いデータの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。本発表に関連して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

今回のデータは、総抽出語数(使用)8,621(3,482)、異なり語数(使用)930(683)で

あり、集計単位としてのケース数は、文 366、段落 311、文書数の平均 4,55、文書数の標準偏差 10,11、出現回数の平均 5,10、出現回数の標準偏差 14,72 であった。対応分析の結果からは、「統計」「職種」「連携」が中心に位置づけられていることが見て取れた。多次元尺度構成法（2次元）では、「疾患」「支援」が空間上の位置の中心に近いことが確認された。クラスター分析では、「具体」「検討」「情報」「職種」などの結びつきのあることが見られた。共起ネットワークにおいては、「専門」「介護」などのつながりの強いことが示された。また、自己組織化マップにおいては、「具体」「内容」「想定」「アセスメント」が同じカテゴリーであることが確認された。

5. 考察

本報告の結果から、ケアマネジメントとは利用者が介護支援のサービスを適切に利用できるようにするために、利用者の状況や周辺環境、希望をアセスメントし、支援計画の作成や見直し、サービス提供者との調整連絡の実施が必要であることが認識された。また、ケアマネジメントにおいては、専門的援助関係として利用者とその家族との信頼関係の構築、利用者とその家族の意欲を高める関わりに留意することが必要であることも示唆された。さらに、ケアマネジメントとは、利用者とその家族が自らの置かれた状況、課題、解決策を認識する過程であり、利用者や家族に寄り添いながら、支援を展開することが大切であることも理解された。従って、ケアマネジメントを通して利用者とその家族が専門的支援関係としての信頼関係が構築されて、問題解決に向けた利用者とその家族との協働を向上させることが重要となる。確かに、利用者や家族の考え方、強みを数回の面談では把握しがたいし、時間の経過や生活を取り巻く状況に応じて変化するので、継続して観察や見直しが求められることも理解された。

本報告の結果から、ケアマネジメントにおいては、多職種の意見を踏まえ、総合的な支援を実施するため、必要かつ適切なサービスの提供が必須であることも見て取れた。まずは利用者や利用者の家族の考え方や思いを積極的に傾聴して、共感し理解することが求められる。利用者の生活全体を支える前提となる利用者及び家族の生活の意向や目標を把握するとともに、生活課題を明らかにするために、絶えず情報収集が必要となる。そして、収集した情報に基づいて利用者及び家族の生活課題を整理し、解決すべき問題点について、総合的に分析し抽出していくのである。ただし、ここで抽出した問題点は、対人援助専門職として把握した問題点であることに注意が必要である。それ故、利用者や家族とのコミュニケーションを通じて、利用者や家族と協働して問題点を見出すことが重要である。さらに、こうして把握された問題点をどうすれば解決できるか、目指す生活の実現に向けたニーズを実現できるか、対人援助専門職は常に利用者や家族とともに考え、内省する姿勢を堅持しなければならないことも、本報告の結果から想定された。ケアマネジメントプロセスは、一つひとつが順番に実践されるのではなく、利用者の状況に応じて重層的に進行していくことに特徴があることも推測された。

第 4 分科会

教職員等への研修活動は実用的に転換できるのか — 第一段階調査データから得た示唆 —

東京通信大学 岡田 強志 (009136)

キーワード：スクールソーシャルワーカー、教職員等への研修活動、質問紙調査

1. 研究の目的

平成 20 (2008) 年度より開始されたスクールソーシャルワーカー活用事業が、令和 6 (2024) 年度で 17 年目を迎えた。しかし学校教育や福祉、いずれの現場においても、スクールソーシャルワーカー (以下、SSWer という) とはいったい何者なのか、どのような業務を担うのかなど、SSWer への問いが止まない状況は一向に変わる気配がない。なぜ、SSWer の理解、SSWer が行う活動に関する理解が進まないのか。これはひとえに SSWer の職務内容のうち、「教職員等への研修活動」が効果的に実施できていないことに要因があるのではないだろうか。この真偽を明らかにして、次への施策を提案することが本研究の目指すところである。

2. 研究の方法

SSWer が行う研修活動の実際について、質問紙調査を行った。調査は、①SSWer を対象とするもの、②教育委員会を対象とするものに分けて実施した。

<調査対象者>

- ①自治体に所属する SSWer
- ②都道府県、政令指定都市、中核市等の教育委員会 154 自治体

<データ収集方法>

令和 5 (2023) 年 8 月中旬に、調査対象者②宛に調査協力の依頼文書及び質問紙を郵送した。回答は、原則 Google Forms を活用して収集した。ただし、調査対象者②の回答については、紙媒体によるものの方が調査協力を得られやすいと判断したため、郵送調査を併用して行った。

<主な調査項目>

- ・SSWer の配置形態
- ・SSWer は、教職員等を対象に研修活動を実施したか
- ・研修活動は、1 回あたりどのぐらいの時間で実施したか
- ・研修活動は、どの機会で行ったのか
- ・SSWer は、どのような研修活動を行いたいのか (どのようなことを教職員等へ伝えたいのか)
- ・SSWer は、研修活動を実施するにあたって、どのような工夫をしているか
- ・研修活動を実施することが難しい状況に置かれているならば、どのような工夫があれば研修活動を推進できるか
- ・スーパーバイザーを設置しているか
- ・どのような研修内容であるか
- ・研修活動を実施したきっかけ

3. 倫理的配慮

本研究は、京都文教短期大学研究倫理審査委員会の審査を受け、承認 (申請番号: 2023-2) を得た上で実施した。さらに研究過程においては、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。

本調査研究への協力は自由意志であり、質問紙への回答をもって同意を得たものとした。本調査で取得した情報は統計的処理を行い、回答をそのままの形で公表すること、個人や組織等が特定できる形で公表することは一切ないこと。本調査で取得した情報は厳重に管理し、本研究の終了後は、適切に破棄することを明示した。本研究発表に関連して開示すべきCOI関係にある企業等はない。

4. 研究結果 ※紙幅の都合により、本要旨集に掲載できなかった結果は、発表時にお示しする。

<研究協力者>

- ①自治体に所属するSSWer 203名
- ②都道府県、政令指定都市、中核市等の教育委員会 53自治体/154自治体（回収率：34.4%）

<結果の概要：SSWer>

■「教職員等を対象とした研修活動の実施」について

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に、教職員等を対象とした研修活動を実施したかと問うたところ、実施した：78名（38.4%）、実施していない：88名（44.3%）、令和4年度は、スクールソーシャルワーカーとして勤務していない：37名（18.2%）という回答を得た。研修活動を実施したと回答した方を対象に、その回数と主な内容を問うた。研修活動の回数は、1回（48.7%）が最も多く、中には20回程度（以上）という回答もあった。研修活動の主な内容は、「スクールソーシャルワーカーの業務」が最も多かった。その後は「家庭環境の問題」「不登校」「ケース会議」「発達障害等に関する問題」の順に続いた。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）に、教職員等を対象とした研修活動を実施する予定があるかと問うたところ、すでに実施した：64名（31.5%）、実施する予定がある：26名（12.8%）、実施する予定はない：71名（35.0%）、未定：42名（20.7%）という回答を得た。

<結果の概要：教育委員会>

■「教職員等を対象とした研修活動の実施」について

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に、教職員等を対象とした研修活動を実施したかと問うたところ、実施した：29自治体（54.7%）、実施していない：13自治体（24.5%）、実施状況を把握していない：11自治体（20.8%）という回答を得た。

あなたが勤務している自治体は、教職員等を対象とした研修活動で、主にどのような内容を伝えたいかと問うたところ、「スクールソーシャルワーカーの業務」が最も多かった。その後は「不登校」「チーム学校」「ケース会議」「家庭環境の問題」の順に続いた。

5. 考察

調査研究で得られたデータを分析（整理）してみると、SSWerの勤務年数と研修活動内容には、相関関係がないことが判明した。また、自由記述で得た回答からは、SSWerが行う教職員等への研修活動はなぜ効果的に実施することができないのか。研修活動を実施できる体制をなぜ整備することができないのかについて、その障壁となる要因・傾向を把握することができた。ささやかではあるが、本調査結果を教職員等への研修活動への一提案とし、積み残した研究課題は継続して取り組んでいく。

虐待を経験した若者の自立支援の課題

ー自立援助ホームへの入所経路に着目してー

花園大学 梅谷 聡子 (009110)

[キーワード] 虐待、若者、自立支援

1. 研究目的

本研究の目的は、自立援助ホームへの入所経路（家庭、もしくは児童福祉施設）の違いに着目し、虐待を受けた若者のおかれた環境による自立支援の課題を明らかにすることである。

自立援助ホームは、児童福祉法第6条の3に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられている。児童自立生活援助事業は、児童の自立を図る観点から義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とされている（厚生労働省 2015）。

現在、自立援助ホームに入所している若者の 77.7%が虐待を受けた経験があり、入所経路としては、家庭から直接の入所が 47.6%と最も多く、次いで児童養護施設（17.5%）、児童自立支援施設（5.3%）、他の児童福祉施設（4.6%）からの入所と続く（こども家庭庁 2024）。本研究において虐待を受けた若者の自立援助ホームへの入所経路に応じた支援の課題を明らかにすることで、家庭で育った若者と施設で育った若者のニーズに適した自立支援のあり方を提言したいと考える。

2. 研究の視点および方法

2023年7月～2024年10月の期間に、被虐待経験を有する若者への支援に携わる自立援助ホームの職員（勤続年数3年以上）へ半構造化インタビュー面接を行った。調査協力者は、9施設16名であり、一施設で複数の協力者に調査を行う際は、グループインタビュー形式の場合もあった。協力者の選定は、全国の自立援助ホームに個別に依頼を行い、協力の同意を得られた人を対象とした。インタビュー内容は、現在の職務の内容、担当ケースの入所経路、被虐待を経験しながら家庭で生活し入所した若者のケースの特徴と支援上の課題等である。インタビューの際、協力者の承諾を得て、ICレコーダーを用いて録音を行った。分析は、録音した音声データを文字起こししたテキストデータを佐藤（2008）の質的データ分析法に基づいて行った。

3. 倫理的配慮

協力を得られた調査対象者に対し、事前に調査に関する説明書の送付、または当日の説

明を行った。すべての対象者に同意書により研究参加の同意を得た。本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理規程」を遵守し、また、花園大学研究倫理委員会の承認を受けて実施している（承認番号：2023-03）。本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

家庭あるいは児童福祉施設からの入所経路の違いによって、自立援助ホームで若者が表出する特徴については、社会経験の差、支援に関する情報量の差、他者を頼ることに対する認識、自己や生き立ちに対する認識が挙げられる。

集団生活をしてきた施設出身の子どもより、家庭生活をしてきた子どもは、社会経験の幅が多様であり、社会スキルが身につけている場合や、会話の内容も多様な場合がある。さらに、児童養護施設等よりルールが緩やかな自立援助ホームの生活に慣れやすい一方で、支援に関する情報が不足しており、サービスを利用して困難な家庭を離れるという選択肢を知らずに生活してきた子どもがいる。また、家庭で生活をしてきた子どもが、退所後も助けを求めにくい場合があり、自立援助ホーム以外に頼れる人がいる場合は良いが、自分で抱え込むケースもある。家庭から入所する子どもにとって、それが虐待が発生した家庭であっても、その子どもの世界のすべてであり、自分自身や自分の経験を客観的に見るための他者との対話の経験が不足している場合があるという。

支援上の課題については、家庭から入所してきた若者の情報の少なさとアセスメントの課題、関係構築の課題、適切な時期に必要な支援を受けてこられなかった「支援の先送り」の課題等が挙げられる。

5. 考察

家庭での生活は社会経験の多様性等を面を育むことができる可能性がある一方、孤立した子育てによる虐待の重度化などが問題となると考えられる。子どもが家庭以外の大人とつながる機会が必要であり、それを、虐待等の困難な経験をしている子どもや家庭の視点に立って築いていくと必要である。家庭から入所する若者に対しては、少ない情報からのアセスメント、他者を頼るスキルを身につける支援、多角的な視点からの自己認識の醸成等が支援課題となる。一方で、施設から入所する若者に対しては、柔軟な枠組みの生活への適応、主体性を身につけるための支援等が課題となる。

現在、在宅支援においても、児童福祉施設での支援においても「切れ目ない支援」の重要性が指摘されているが、それには各機関の連携が前提となる。「支援の先送り」が生じないために、子どもの発達過程に関わる各機関が長期的な視点でアセスメントを行い、連携して自立に向けた支援を行うことの必要性が示唆された。

【参考文献】

厚生労働省(2015)「自立援助ホーム運営指針」／こども家庭庁(2024)「児童養護施設入所児童等調査の概要」／佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法：原理・方法・実践』新曜社